

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

第8準備書面

平成29年1月18日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜彦

被告国指定代理人

伊藤 清隆

植松 秀治

寺本 孝規

宇波 なほ美

安岡 美香子

伊藤 渉

山本 利尚

梶山 大輔

山神 暁恵

西尾学 ●  
菅野剛彦 ●  
高橋正史 ●  
小川哲兵 ●  
大城朝久 ●  
矢野諭 ●  
仲村淳一 ●  
海田孝明 ●  
井藤志暢 ●  
豊島広史 ●  
谷川泰淳 ●  
羽田野誉 ●  
小野祐二 ●  
布田洋史 ●  
足立恭二 ●  
荒川一郎 ●  
止野友博 ●  
小野雅士 ●  
小林勝 ●

岩 田 順 一 ●  
鈴 木 健 之 ●  
船 田 晃 代 ●  
野 田 智 輝 ●  
佐 口 浩 一 郎 ●  
佐 藤 雄 一 ●  
藤 原 弘 成 ●

## 目次

第1	重大事故等対策に係る設置許可基準規則の内容	5
1	設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の概要(総論)	5
2	設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の内容(各論)	6
(1)	重大事故等対処施設に関する要求事項(設置許可基準規則38条ないし42条)	7
(2)	重大事故等対処設備に関する要求事項(設置許可基準規則43条ないし62条)	8
ア	一般的要求事項(設置許可基準規則43条)	8
イ	個別的な要求事項(設置許可基準規則44条ないし62条)	8
(ア)	炉心の著しい損傷等を防止するための対策(設置許可基準規則44条ないし49条1項)	9
(イ)	炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した上で要求する原子炉格納容器等の破損防止に必要な対策(設置許可基準規則46条, 47条及び49条2項ないし53条)	12
(ウ)	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対策(設置許可基準規則54条)	14
(エ)	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る対策(設置許可基準規則55条)	15
(オ)	その他の要求事項	15
3	重大事故等対策の有効性に係る評価	16
第2	原告の主張が失当ないし不明確であること	16

被告国は、本準備書面において、被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面(以下「被告国第7準備書面」という。)において述べた改正原子炉等規制法の施行に伴い制定された設置許可基準規則の位置づけを踏まえ、重大事故等対策に係る同規則の内容を説明した上で(後記第1)、原告の主張が失当ないし不明確であることを明らかにする(後記第2)。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第1 重大事故等対策に係る設置許可基準規則の内容

### 1 設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の概要(総論)

重大事故等対策は、改正原子炉等規制法が施行されたことで新たに法的規制の要求事項とされたものである。重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)を併せて「重大事故等」と総称している(設置許可基準規則2条2項11号。以下においても、かかる総称を用いる。)

設置許可基準規則は、第3章(重大事故等対処施設。同規則37条ないし62条)において、重大事故等対策について規定し、第2章(設計基準対象施設)における対策を執った上でもなお重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、燃料体若しくは使用済燃料及び運転停止中の原子炉内燃料体の著しい損傷という重大事故を防止するための対策を講じることを求め(同規則44条ないし49条1項及び54条)、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止する対策を講じることを求めている

(同規則49条2項, 50条ないし53条)。

また, 設置許可基準規則は, 重大事故等対策に係る重大事故等対処施設<sup>\*1</sup>及び重大事故等対処設備<sup>\*2</sup>について, その基本設計ないし基本的設計方針に係る事項の妥当性を要求している(同規則38条ないし62条)。重大事故等対処施設については, 重大事故等の発生が想定される自然的条件(地震, 津波等), 内部火災及び社会的条件(故意による大型航空機の衝突等)に対して, 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している(同規則38条ないし42条。後記2(1))。重大事故等対処設備については, 全ての設備に共通する一般的要求事項を定めた上(同規則43条), これに適合していることを前提として, 重大事故等対策の観点から, 重要な設備に必要な個別の要求事項を定めて, その妥当性を要求している(同規則44条ないし62条。後記2(2))。

さらに, 設置許可基準規則は, 重大事故等の発生や拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないとし(同規則37条), それぞれの重大事故等において, 当該事故の発生を防止するための設備や拡大を防止するための設備が有効に機能するかどうかを確認すること(有効性評価)を求めている(同規則の解釈37条部分。乙A第11号証71ないし79ページ。後記3)。

## 2 設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の内容(各論)

---

\*1 重大事故等対処施設とは, 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するための機能を有する施設をいう(設置許可基準規則2条2項11号。乙A第11号証5ページ)。

\*2 重大事故等対処設備とは, 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するための機能を有する設備をいう(設置許可基準規則2条2項14号。乙A第11号証5ページ)。

(1) 重大事故等対処施設に関する要求事項（設置許可基準規則 38 条ないし 42 条）

設置許可基準規則は、重大事故等対処施設について、一般的に要求すべき事項として、外部事象等への頑健性の観点から、自然的条件（地震、津波等）、内部火災及び社会的条件（故意による大型航空機の衝突等）によって重大事故等対処施設の機能が損なわれるおそれがないことを要求している（同規則 38 条ないし 42 条）。

これらの要求事項について各規定に則して具体的に述べると、まず、同規則 38 条は、基準地震動による地震力が作用した場合においても、建物等の支持機能に重大な影響が生じることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないように、当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤に設けることなどを要求している（乙A第11号証 80 及び 81 ページ）。次に、同規則 39 条は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことなどを要求している（同号証 82 及び 83 ページ）。同規則 40 条は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している（同号証 84 ページ）。同規則 41 条は、施設に発生した火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している（同号証 85 ページ）。同規則 42 条は、特定重大事故等対処施設<sup>\*3</sup>について、原子炉建屋への故意による大型航空機の

---

\*3 特定重大事故等対処施設とは、重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう（設置許可基準規則 2 条 2 項 1 2 号。乙A第11号証 5 ページ）。

衝突等に対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことなどを要求している（同号証 86ないし 88 ページ）。

**(2) 重大事故等対処設備に関する要求事項（設置許可基準規則 43 条ないし 62 条）**

設置許可基準規則は、重大事故等対処設備について、共通する一般的要求事項を定めるとともに（同規則 43 条）、個別の設備との関係で、考慮すべき重大事故等を踏まえて必要な個別の要求事項を定めている（同規則 44 条ないし 62 条）。

**ア 一般的要求事項（設置許可基準規則 43 条）**

設置許可基準規則 43 条は、重大事故等対処設備の基本設計ないし基本的設計方針に係る一般的要求事項として、可搬型重大事故等対処設備<sup>\*4</sup>及び常設重大事故等対処設備<sup>\*5</sup>等について、それぞれの役割を踏まえた機能等を要求している（乙 A 第 11 号証 89 ないし 92 ページ）。

**イ 個別的な要求事項（設置許可基準規則 44 条ないし 62 条）**

発電用原子炉施設の基本的な安全機能は、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の 3 つであり、設置許可基準規則においては、設計基準事象として、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に各機能が維

---

\*4 可搬型重大事故等対処設備とは、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう（設置許可基準規則 43 条 2 項。乙 A 第 11 号証 89 及び 90 ページ）

\*5 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいい、可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む（設置許可基準規則 43 条 2 項。乙 A 第 11 号証 89 及び 90 ページ）。

持されることを求め、それでもなお、深層防護の考え方<sup>\*6</sup>から、重大事故等対策として、想定外の事象を排除するため、理由を問わず、設計基準事故等に対処するための設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷の防止、原子炉格納容器の破損防止等及び放射性物質の拡散の抑制のための対策を要求している。

(7) 炉心の著しい損傷等を防止するための対策（設置許可基準規則44条ないし49条1項）

- a まず、「止める」機能についていうと、そもそも、核反応を止める制御棒（設置許可基準規則25条）等の原子炉の緊急停止機能に係る構築物は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）、以下「重要度分類指針」という。乙A第20号証）において、同指針における「クラス1」として、「合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ維持すること」が基本目標として要求されている（乙A第20号証・第2表中「クラス1」「MS-1」分類の定義1）の機能1）「原子炉の緊急停止機能」。なお、重要度分類指針については、設置許可基準規則の解釈12条1項・乙A第11号証20ページ参照）。また、制御棒等の原子炉の緊急停止機能に係る系統については、設置許可基準規則12条2項の「安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」として、「その機能を有する系統の多重性又は多様性」が要求

---

\*6 深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方である。

されている(同規則の解釈12条3項1号の表中「原子炉の緊急停止機能」・乙A第11号証20ページ)。

それでもなお、制御棒が動かず緊急停止に失敗した場合を想定し、設置許可基準規則44条は、緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を未臨界にするための設備等を求めている(乙A第11号証93及び94ページ)。

- b 次に、「冷やす」機能についていうと、事故時に炉心を冷却する非常用炉心冷却設備(設置許可基準規則19条)である高圧炉心スプレイポンプ等も、重要度分類指針において、同指針における「クラス1」として、「合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ維持すること」が基本目標として要求されている(乙A第20号証・第2表中「クラス1」「MS-1」分類の定義の1)の機能5)「炉心冷却機能」)。また、事故時に炉心を冷却する高圧炉心スプレイポンプ等については、設置許可基準規則12条2項の「安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」として、「その機能を有する系統の多重性又は多様性」が要求されている(同規則の解釈12条3項1号の表中「事故時の原子炉の状態に応じた冷却のための(PWR)原子炉内高圧時における注水機能」・乙A第11号証20及び21ページ)。

それでもなお、非常用炉心冷却設備が作動せず炉心の冷却に失敗した場合を想定し、同規則45条は、原子炉冷却材圧力バウンダリ<sup>\*7</sup>が

---

\*7 原子炉冷却材圧力バウンダリとは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、圧力障壁となる部分をいう(設置許可基準規則2条2項35号。乙A第11号証8ページ)。

高圧の状態設計基準事故対処設備<sup>\*8</sup>が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するための設備を求めている（乙A第11号証95及び96ページ）。

また、同規則46条は、原子炉冷却圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備を求めている（乙A第11号証97ページ）。

そして、同規則47条は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための設備を求めている（乙A第11号証98ページ）。

このように、同規則45条から47条は、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の安全機能が喪失した場合であっても、原子炉冷却材圧力バウンダリを高圧の状態から低圧状態にするなどして、発電用原子炉を冷却するための各設備を要求している。

- c さらに、「閉じ込める」機能についていうと、原子炉格納容器には「閉じ込める」機能を担保するための格納容器スプレイ（原子炉格納

---

\*8 設計基準事故対処設備とは、設計基準事故（発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう（設置許可基準規則2条2項4号。乙A第11号証3及び4ページ。））に対処するための安全機能を有する設備をいう（同項13号。同号証5ページ）。

容器内の圧力及び温度を低下させるための設備。同規則の解釈 3 2 条 6 項の部分。乙 A 第 1 1 号証 6 4 ページ。) 等の機器が設置されているところ、そのような機器についても、重要度分類指針において、同指針における「クラス 1」として、「合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ維持すること」が基本目標として要求されている(乙 A 第 2 0 号証・第 2 表中「クラス 1」「MS-1」分類の定義 1) の機能 6)「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能」)。また、そのような機器については、設置許可基準規則 1 2 条 2 項の「安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」として、その機能を有する系統の多重性又は多様性が要求されている(同規則の解釈 1 2 条 3 項 1 号の表中「格納容器の冷却機能」・乙 A 第 1 1 号証 2 0 及び 2 1 ページ)。

それでもなお、格納容器スプレイ等が機能しなかった場合を想定し、同規則 4 9 条 1 項は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備を求めている(乙 A 第 1 1 号証 1 0 0 ページ)。

なお、同規則 4 8 条は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンク(発電用原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場。同規則 2 条 2 項 3 4 号)へ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心に熱が蓄積することを防ぐことで炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備を求めている(乙 A 第 1 1 号証 9 9 ページ)。

- (イ) 炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した上で要求する原子炉格納容器等の破損防止に必要な対策(設置許可基準規則 4 6 条、4 7 条及び

#### 49条2項ないし53条)

設置許可基準規則は、前記(7)のとおり、炉心の著しい損傷を防止するための設備等を設けることを要求しているが、それでも炉心の著しい損傷が発生した場合を想定し、「閉じ込める」機能の観点から、放射性物質の異常な水準での放出を防止、抑制する対策を、同規則46条、47条及び49条2項ないし同規則53条において要求している。

そもそも原子炉格納容器は、原子炉の運転に伴って発生した放射性物質が一次冷却系統（原子炉圧力容器及び配管）から漏えいした場合に、放射性物質の外部への放出を防止するために設けられる容器である。この原子炉格納容器が破損に至るような現象としては、①原子炉格納容器が高圧の状態で熔融炉心が放出されることにより、格納容器雰囲気は熔融炉心により直接加熱され、急激に温度及び圧力が上昇する現象（高圧熔融物放出・格納容器雰囲気直接加熱）、②高温の熔融炉心及び冷却水が格納容器内に放出されることにより、格納容器雰囲気の温度及び圧力が徐々に上昇する現象（格納容器過圧・過温破損）、③熔融炉心が原子炉格納容器下部に落下することにより、熔融炉心の熱でコンクリートが浸食される現象（熔融炉心・コンクリート相互作用）、④高温の燃料被覆管と水が反応して発生する水素の爆発（水素燃焼）などが知られている。そこで、同規則46条から53条において、格納容器が破損に至るような現象への対策として、上記の一般的に発生すると考えられる現象に対応するための設備を要求している。

すなわち、同規則46条は、高圧熔融物放出・格納容器雰囲気直接加熱（上記①）を防止する観点から、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備を要求している（乙A第11号証97ページ）。また、格納容器過圧・過温破損（上記②）防止の観点から、同規則49条2項及び50条は、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃

度を低下させるための設備を要求している（同号証100ないし102ページ）。さらに、溶融炉心・コンクリート相互作用（上記③）を防止する観点から、同規則47条は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備を要求し、同規則51条は格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するための設備を要求している（同号証98及び103ページ）。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合において水素爆発が発生し得ることから（上記④）、同規則52条は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備、同規則53条は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備をそれぞれ求めている（同号証104及び105ページ）。

**(ウ) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対策（設置許可基準規則54条）**

設置許可基準規則54条は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を求めている。

使用済燃料貯蔵槽には、使用済燃料が保管されており、一定の水位を保ちながら冷却を継続している。使用済燃料は、炉内の燃料と比較すると発熱量が小さく、使用済燃料貯蔵槽への補給水系の機能が失われた場合においても損傷が生じるような事態に至るには長時間を要する。かかる施設の特徴を踏まえ、同規則54条1項は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合を想定し、代替注水設備として可搬型代替注水設備を配備するなど、貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための設備を求めている（同規則の解釈54条部分。乙A第11号証106及び107ページ）。さらに、同規則54条2項は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常

に低下した場合において、スプレー設備として可搬型スプレー設備を配備することなど、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するための設備を求めている（同規則の解釈同条部分。同号証同ページ）。

**(I) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る対策（設置許可基準規則 55 条）**

設置許可基準規則は、上記 (7) ないし (9) のとおり、重大事故等対策として、炉心の著しい損傷の防止、原子炉格納容器の破損の防止及び貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の防止のための設備を求めている。それでもなお、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合をも想定し、周辺環境への放射性物質の異常な水準の放出防止の観点から、同規則 55 条は、放射性物質の拡散形態を踏まえて、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備を求めている（乙A第11号証108ページ）。

**(II) その他の要求事項**

重大事故等が発生した場合において、炉心等の著しい破損等を防止するためには、水の供給と電源の確保が重要となることから、同規則 56 条は、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備等を求め（乙A第11号証109ページ）、また、同規則 57 条は、必要な電力を確保するための電源設備を求めている（乙A第11号証110ページ）。

さらに、重大事故等に対処するためには、原子炉等の状況を把握し、収集した情報を元に、事故の進展に応じた対処をする必要がある。そこで、情報収集及び対処のために必要な設備として、計装設備（同規則 58 条）、原子炉制御室（同規則 59 条）、監視測定設備（同規則 60 条）、緊急時対策所（同規則 61 条）及び通信連絡を行うために必要な設備（同

規則 6 2 条)を求めている(乙 A 第 1 1 号証 1 1 2 ないし 1 1 9 ページ)。

### 3 重大事故等対策の有効性に係る評価

重大事故等対策の有効性に係る評価は、設置(変更)許可申請者に対して、重大事故等を想定して解析評価を行い、重大事故等対策が有効であるかどうかを確認することを求めるものである(設置許可基準規則 3 7 条)。

具体的には、設置(変更)許可申請者は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するための必要な措置について、その有効性があることを確認し(同規則 3 7 条 1 項、同項の解釈。乙 A 第 1 1 号証 7 1 ないし 7 4 ページ)、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するための必要な措置について、その有効性があることを確認するものである(同規則 3 7 条 2 項、同項の解釈。同号証 7 4 ないし 7 7 ページ)。

## 第 2 原告の主張が失当ないし不明確であること

原告は、設置許可基準規則における重大事故等対策では原子力発電所の安全性は確保できない旨(訴状 9 2, 9 3 ページ)主張するが、そもそも具体的にいかなる規定のいかなる内容が不合理であるとするのか明らかではない。

また、原告は、大規模損壊時の対策について抽象的な対策がほとんどであることをもって、大規模損壊時の対策が脆弱である旨(訴状 1 2 8, 1 2 9 ページ)主張するようであるが、抽象的な対策であることがどのような理由で対策の脆弱性を意味するのか具体的な根拠がない。

したがって、かかる原告の主張が失当ないし不明確であることは明らかであるから、被告国としては、上記の点についての原告らからの具体的な主張を待った上で反論を検討することとする。

以 上

## 略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号  
大間原子力発電所建設差止等請求事件  
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18

平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26

伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面	61
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11

原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」	第5準備書面	28
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(13)	第6準備書面	6
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16

昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号250ページ)	第6準備書面	20
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5

重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号, 実用炉則4条), それに至るおそれがある事故(ただし, 運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9